

第6回 焼津漁協 再発防止委員会
議事要旨

- 1 日時 令和4年4月4日（月）15:00～18:00
- 2 場所 焼津漁業協同組合総務部会議室
- 3 出席者
委員：加藤委員長、原田委員、橋ヶ谷委員、近藤委員、海野委員、見崎委員、
松永委員、鈴木委員、白石委員、大本委員、鳶本委員
県（傍聴）：板橋水産・海洋局長

4 議事要旨

(1) 主な協議事項

① 焼津漁協のガバナンス体制について

【主な意見】

- 漁業者等の声を掬い上げやすくするため、理事会後に議案以外の事項についても意見交換を行う懇談会を設けることとしてはどうか。
- ガバナンスを効かせる上で、3月に制定した内部通報制度をしっかりと活用することが重要ではないか。
- 監事が事務執行も含め監査を行うこととなっているが、非常勤の監事では、日常的なチェックはできないので、体制を検討すべき。

② 内部通報制度について

【主な意見】

- 役員の不正についての通報があった場合に、組合役員からの独立性を確保するために、水産業協同組合法上、理事の不正行為を理事会に報告する義務を負う、監事を通報先としてはどうか。
- 通報を受けた際の調査を義務付けるとともに、調査記録の保存義務を課してはどうか。
- 通報を促すために、通報した場合は懲戒処分の減免もあり得ることとしてはどうか。
- 再発防止委員会が継続している間は、弁護士である加藤委員長に通報がある場合も想定されるのではないか。

【決定内容】

- ・再発防止委員会が継続している間は、加藤委員長に通報があった場合も、外部通報窓口に通報があったものとみなすこととなった。
- ・通報を受けた場合にどのように対応するかのマニュアルの作成を進めることとなった。

③ 運送業者等に対する今後の対応について

【主な意見】

- 運送業者から提出を求めるコンプライアンス誓約書について、自社の運転手が不正を働いた場合に、漁協宛てに通報する旨も盛り込んでどうか。
- 加工業者にも同様の誓約書の提出を求めなければならないのではないか。

【決定内容】

再度改善点を検討した上で、次回以降、運送業者と協議の上、案を確定することとなった。

④ 役職員倫理規程について

【主な意見】

- 役員は、定款上も定められた役割・制限等があるので、職員と同様の規定を適用する必要はないのではないか。
- 倫理監督者は一人ではなく各部局のトップなど複数体制にすべきでは。
- 実際に運用する場合には、分かりやすいように、ヒヤリハット集のように具体の事例集を作成すべき。

【決定内容】

意見を踏まえ、再度改善点等を検討することとなった。

(2) その他

- 事務局から、今後の水揚げ体制について、人手不足等の問題から、1日4隻から3隻へと減らして対応する旨報告があった。委員から、選別の自動化・機械化など工夫して、水揚作業の省力化を図り、できる限り早く4隻体制に戻すべき、との意見があった。
- 委員から、トラックスケールと入場ゲートを連携させ、確実に計量を終えたトラックのみが出入りできる技術の紹介があった。